

第1節

安心で健やかな暮らしづくり

施策1

地域福祉の充実

施策の 目指す姿

行政や地域が一体となった支援体制の充実により、誰もが安心して暮らすことができる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 地域包括支援センター^{※26}、障害者生活支援センター^{※27}において、医療機関や関係する専門家などとの連携が図られ、相談体制が充実しています。
- 平成28年（2016年）4月に子育て世代包括支援センター^{※28}を設置し、関係機関と連携しながら、妊娠中から小学校入学前までの子育てに関するサービスを提供しています。
- 地域の身近な相談相手としての民生委員・児童委員^{※29}が、社会福祉協議会や福祉活動員などと連携することにより、ニーズの把握や情報の提供による活動の充実が図られています。
- 災害発生時等に自力で避難することが困難な人を平時から把握しておくため、障害のある人や高齢者など、災害時に支援が必要な避難行動要支援者の名簿を作成しています。

課 題

- 民生委員・児童委員については、担い手不足、委員の高齢化が課題となっており、人材の育成と確保が求められています。
- 地域住民による主体的な助け合いの重要性について理解を深めるとともに、地域活動団体と行政とが連携し、地域の福祉課題を解決することが求められています。
- 避難行動要支援者等を行政とともに支援する住民相互の助け合いのネットワークの形成を促進する必要があります。
- 公共施設については、障害のある人や高齢者などすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン^{※30}に配慮した整備を推進する必要があります。

※26 地域包括支援センター：

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者およびその家族からの相談の受付や高齢者の見守り、心身の状態に合わせた支援など、高齢者についての総合的な相談やサービスを行う施設のこと。

※27 障害者生活支援センター：

障害のある人の身近な地域において、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、生活面における一体的な相談支援を実施する施設のこと。

※28 子育て世代包括支援センター：

妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を提供する拠点のこと。

※29 民生委員・児童委員：

社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う人のこと。

※30 ユニバーサルデザイン：

すべての人にとって、使いやすい製品や環境のデザインのこと。



取組方針

1. 相談・支援体制の充実

- 地域包括支援センター、障害者生活支援センター、生活自立支援センター※³¹ および子育て世代包括支援センターの利用の促進と、各機関の連携で包括的な支援ができる体制の整備を図ります。

2. 地域福祉活動の充実

- 障害のある人や高齢者、子育て世代などへの支援についての情報発信に努め、福祉に関する市民の意識の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員について、受け持ちの世帯数等を考慮した適切な配置の検討と活動の支援を進めます。
- 関係機関や地域活動団体等との連携により、福祉ニーズの把握とボランティア等への情報提供に努めます。
- 講習会や研修会の開催などにより、地域福祉活動の新たな担い手の育成を図ります。

3. 安全で安心な地域づくり

- 公共施設の整備にあたっては、すべての人が安全に利用することができるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。
- 避難行動要支援者名簿の活用などにより、災害時に避難支援が必要な人の把握に努めるとともに、地区防災会と連携し、具体的な災害を想定した効果的な支援体制の整備を推進します。
- 障害のある人や高齢者など配慮の必要な人が、災害時に安心して生活することができる福祉避難所の拡充について検討を進めます。
- 行政各分野における部門別計画の策定においては、障害のある人や高齢者、子育て世代等への配慮や福祉関係団体等の意見の反映に努めます。

市民の役割

- ◎ 民生委員・児童委員、福祉活動員、市民ボランティアなど、地域福祉への積極的な参加が必要です。
- ◎ 住民相互の助け合いのネットワークの形成が必要です。

関連する個別計画

第3次伊万里市地域福祉計画、地域福祉活動計画

※ 31 生活自立支援センター：生活に困窮している人の問題に対し、自立した生活が送れるように支援する相談機関のこと。

施策2

高齢者支援の充実

施策の 目指す姿

高齢者が生きがいをもって積極的に社会へ参加し、介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市における高齢化率は、平成29年（2017年）10月1日現在で29.6%で、令和7年（2025年）には33.8%に上昇することが見込まれています。
- 高齢者のみの世帯や認知症、生活困窮者など、高齢者本人やその家族が抱える問題は多様化しています。
- NPO法人や地域の事業者、社会福祉協議会※32などにより、地域で高齢者を支える取組が進められています。

課 題

- 就業の場や趣味・学習の場など高齢者が生きがいをもって積極的に社会参加できるような機会の創出が求められています。
- 本市における介護保険1号被保険者の要介護認定率※33や1件あたりの介護給付費※34は国や県の平均より高いことから、地域住民と一体となって高齢者の介護予防活動や自立支援に取り組む必要があります。
- 多様化する福祉や介護へのニーズに対応できるよう、サービスの担い手の確保や質の向上、高齢者を支える家族や介護者の負担の軽減などが必要となります。

※32 社会福祉協議会：民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。

※33 要介護認定率：介護保険者が認定する、被保険者の介護を必要とする程度のこと。要支援1・2、要介護1～5の区分がある。

※34 介護給付費：介護給付としてサービスを提供した事業所に支払われる費用のこと。



取組方針

1. 高齢者の活動支援と介護予防の充実

- 老人クラブなど高齢者の交流と学習の場の活性化を支援します。
- シルバー人材センター^{※35}など関係機関と連携し、高齢者の就業機会の創出を図ります。
- いきいき百歳体操^{※36}など住民主体の介護予防活動を支援します。

2. 介護サービス・生活支援の充実

- ケアマネジャーなど介護サービス従事者の育成および確保のための支援に努めます。
- 高齢者やその家族への支援を推進するため、地域包括支援センターの機能の充実や関係機関との連携を図ります。
- 介護者の負担軽減を図るため、「認知症カフェ^{※37}」の設置・運営を推進します。
- 在宅での生活に支援が必要な人を行政と地域が一体となって支えていく仕組みづくりをはじめ、地域全体で高齢者を見守る体制づくりを推進します。

3. 介護保険事業の適正な運営

- 介護給付費の適正化を図るため、要介護認定における適切な審査判定に努めるほか、適切かつ質の高いケアプラン^{※38}の作成を支援します。
- ガイドブックの配布などによる介護保険制度の普及・啓発を図ります。

市民の役割

- ◎ 生きがい、仲間づくりを積極的に行うことが必要です。
- ◎ 高齢者の見守りネットワークの形成が必要です。
- ◎ 住民相互による生活支援や支え合い活動の推進が必要です。

関連する個別計画

伊万里市第4次高齢者福祉計画、伊万里市第7期介護保険事業計画

※35 シルバー人材センター：

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のこと。ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を行っている。

※36 いきいき百歳体操：

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援することを目指し、高知県高知市で開発された体操のこと。

※37 認知症カフェ：認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。

※38 ケアプラン：必要な介護サービスの利用計画のこと。ケアマネジャーが利用者やその家族と相談しながら作成する。

施策3

障害者支援の充実

施策の 目指す姿

障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに支え合って共生できる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市における身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者が人口に占める割合は、平成29年（2017年）4月1日現在、約7.3%となっています。
- 平成29年（2017年）6月現在、佐賀県内の法定雇用率を達成した企業の割合は72.6%と全国1位となっています。
- 障害のある人の家族等が就労したり、一時的に休息することができる環境の整備を進めています。また、障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点^{※39}を整備しています。

課 題

- 子どもの障害を早期に発見し、必要な発達支援ができる療育^{※40}体制を整備することが必要です。
- 障害のある人が地域で自立して暮らすために必要な教育や就業訓練等を推進し、社会活動や経済活動へ参加しやすい環境づくりが求められています。
- 障害者支援制度^{※41}や障害のある人に対する市民の理解を深めるとともに、障害のある人の家族への支援・相談体制の充実が必要です。

※39 地域生活支援拠点：

障害のある人や子どもの地域での生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人や子どもの生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

※40 療育：障害のある子どもの社会的な自立を目的として行われる医療と保育のこと。

※41 障害者支援制度：

障害のある人を支援する制度のこと。障害者総合支援法や児童福祉法、障害者雇用促進法、発達障害者支援法、障害者差別解消法などに基づき支援制度が整備されている。



取組方針

1. 啓発活動の推進と支援体制の整備

- 障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるための啓発活動や情報提供に努めます。
- 各種福祉施設や病院などの関係機関や関係団体等との連携を強化し、多様化する障害福祉ニーズに対応できる体制の整備を図ります。
- 障害のある人への支援活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 障害のある人の自立や地域生活に関する不安の軽減を図るための相談体制の充実を図ります。

2. 地域での生活や自立への支援

- 公共施設において、障害のある人が快適で安全に利用するためのバリアフリー^{※42}化を推進します。
- 障害のある人の日常生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、会議等に参加しやすい仕組みづくりやパソコン操作等の技能習得の支援に努めます。
- 関係機関等と連携し、障害のある人の一般就労に向けた訓練や福祉的就労の場を提供するとともに、職場に適應するための支援制度の周知に努めます。
- 医療費の助成や障害福祉法に基づく自立支援給付など障害のある人の自立支援に必要なサービスの提供に努めます。

3. 療育の充実

- 各種健康診査等により障害を早期に発見し、療育へ速やかに移行するための体制整備を図ります。
- 障害のある子どもの多様な療育に関するニーズに対応するため、放課後等デイサービス^{※43}などの療育の場を支援します。

市民の役割

- ◎ 障害や障害のある人に対する理解を深めることが必要です。
- ◎ ボランティア活動への積極的な参加が必要です。
- ◎ 障害のある人の積極的な社会参加が必要です。
- ◎ 障害福祉サービス事業者による質の高いサービス提供が必要です。

関連する個別計画

第3次伊万里市障害者計画、第5期伊万里市障害福祉計画

※42 バリアフリー：高齢者や障害のある人などが生活していく上で障害になっているものを取り除くこと。

※43 放課後等デイサービス：

学校通学中の障害のある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育とあわせ本人の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスのこと。

施策4

子育て支援の充実

施策の 目指す姿

すべての人々が相互に協力し合い子どもを育てる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市の出生数は減少を続けており、少子化が急激に進展している状況です。
- 本市の保育所については、待機児童はいないものの、入所希望が地域によって偏っているため、保護者が希望する園に入所できない状況が一部見られます。
- 留守家庭児童クラブについては、支援員^{※44}不足の解消や事業の充実を図るため、平成30年（2018年）4月から、民間事業者に運営を委託している一方、受入対象学年の拡大や利用希望児童の増加に伴い、待機児童がいる状況にあります。
- 平成28年（2016年）4月に子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携しながら、妊娠期から小学校入学前までの子育てに関するサービスを提供しています。
- 平成30年（2018年）2月から、子育てと仕事との両立支援のための子育てワンストップサービス^{※45}が開始されました。

課 題

- 公立保育園の老朽化が進み、また公立私立を問わず保育士が慢性的に不足していることから、安定した質の高い保育サービスを提供するための保育環境の整備が求められています。
- 留守家庭児童クラブでは、児童の健全な育成を目的とした円滑な運営と、待機児童解消のための対策が求められています。
- 核家族、ひとり親世帯、共働き世帯など、世帯構成の多様化に伴い、子育て中の家庭が抱える悩みや不安、ストレスも多様化しており、子育てに関する相談体制の充実や情報提供等の支援、経済的な支援などが必要となっています。
- 子どもの貧困について、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な対策が求められています。

※44 支援員：2015年度より新しく創設された放課後児童クラブに従事する職員のこと。

※45 子育てワンストップサービス：

市区町村への子育て関連の手続きが、パソコンやスマートフォンを使ってオンライン上で行える、政府が運営するサービスのこと。



取組方針

1. 子育てと仕事の両立支援の充実

- 多様化するニーズに対応できるよう、保育園等における保育環境の充実を図ります。
- 保育士など保育サービス従事者の育成および確保のための支援に努めます。
- 公設の留守家庭児童クラブにおいては、学校や運営委託事業者と連携し、保護者のニーズに合わせた受入体制や施設の整備に努めます。

2. 社会全体での子育て支援、相談体制の充実

- 子育て支援センター^{※46}を中心に、関係機関等と連携し、子育てに関する相談への対応や情報提供のほか、相互援助活動などを支援します。
- 子どもに関するあらゆる問題に対応するための拠点を整備し、子育て世代包括支援センターと一体となった妊娠期からの相談・支援体制の充実を図ります。
- 地域全体で子どもを見守り育てるため、子どもが地域の大人とふれあう機会の創出を図ります。
- 支援が必要な子どもを地域で見守るため、関係機関と連携し、児童虐待などの困難事例等への対応に努めます。

3. 経済的支援の充実

- 医療費の助成などにより、子どもの健康増進を図ります。
- 保育料の軽減などにより、子育てと仕事の両立支援の充実に努めます。
- ひとり親家庭に対し、経済的支援や就業支援などにより生活の安定と自立を図ります。

4. 貧困状態にある子どもへの支援体制の構築

- 子どもの貧困について実態調査を実施し、課題に対する支援方法を検討します。
- 支援が必要な子どもを速やかに支援機関につなげられるよう、総合的な支援体制の構築に努めます。

市民の役割

- ◎地域全体で子育てを支援する意識を持つことが必要です。
- ◎子育てファミリー・サポート・センターへの積極的な会員登録が必要です。
- ◎地域行事等への子どもの積極的な参加を促すなど、地域全体で子どもを見守り育てることが必要です。
- ◎子どもの安全・安心な生活の場を確保するため、学校などの関係機関や地域との連携を図ることが必要です。

関連する個別計画

伊万里市子ども・子育て支援事業計画

※46 子育て支援センター：楽しく子育てができるように、保護者が集い、交流し、リフレッシュするための各種支援・サービスを行う施設のこと。

施策5

低所得者支援の充実

施策の 目指す姿

全ての市民が、健康で文化的な自立した暮らしを送ることができる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市における生活保護の受給率は県平均よりも高く、その受給状況については、受給者の疾病や高齢化、扶養義務者の扶養意識の低下等により、長期化・固定化の傾向が見られます。
- 社会福祉協議会に生活自立支援センターの相談事業を委託し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人たちに対し自立を促しています。

課 題

- 生活保護費の中でも医療扶助費^{※47}の増加が課題となっています。
- 生活保護制度の適切な運用を図るため、受給者の生活の実態を把握する必要があります。
- すべての生活困窮者に十分な相談・支援を行うため、相談体制を充実させる必要があります。

※47 医療扶助費：国民健康保険の被保険者から除外されている生活保護受給者に対して、医療扶助として医療を提供する費用のこと。



取組方針

1. 自立支援体制の強化

- 生活自立支援センターを中心として、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する、自立に向けた相談・支援体制の充実に取り組みます。
- 受給者の自立を促すため、扶養義務者への働きかけや受給者の生活指導など、自立・就職に向けた支援を推進します。

2. 生活保護制度の適正な運用

- 生活保護の相談において適切な助言等に努めるほか、受給者の生活の状況を正確に把握するなど、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 増加する医療扶助費の適正化を図るため、医療相談の充実や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を促進します。

市民の役割

- ◎地域における生活困窮者に関する情報を市に提供することが必要です。
- ◎地域における生活困窮者に対する理解が必要です。

関連する個別計画

第3次伊万里市地域福祉計画・地域福祉活動計画

I
序論

II
基本構想

III
基本計画

IV
資料編

施策6

保健医療体制の充実

施策の 目指す姿

すべての人が心身ともに健やかに生活し、市民の疾病やケガへの対応に必要な医療体制が確保された「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市の死亡原因の約5割が、生活習慣病に起因するものであり、特定健診^{※48}やがん検診の受診率向上に取り組んでいます。
- 結婚や妊娠・出産に関する考え方の多様化や医療の進歩などに伴い、不妊やハイリスク出産^{※49}などについての医療的な相談・支援を必要とする妊婦等が増加しています。

課 題

- ストレス等に悩む本人や家族に対し、心身の健康に関する相談体制の継続と、社会復帰への支援体制を構築する必要があります。
- 医療機関等との連携を図り、休日や夜間の救急医療体制のより一層の充実に努める必要があります。
- すべての市民が適正な医療を受けられるよう、国民健康保険と後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る必要があります。

取組方針

1. 各種保健事業の充実と推進

- 特定健診やがん検診の受診率向上、特定保健指導の実施率向上を図るとともに、若年層への健康診査や保健指導の充実を図り、生活習慣の改善に努めます。
- 生涯を通じて歯および口腔の健康を保つため、むし歯予防のための指導や教育を進めます。また、各種健診に合わせた歯科健診や歯周疾患検診、歯科教室などに取り組みます。
- 適切な情報提供と接種勧奨により定期予防接種の接種率の向上に努めるほか、行動計画等に基づいた感染症対策を進めます。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、特定妊婦^{※50}等への支援を進めるほか、不妊治療に対する相談体制の整備や支援に努めます。
- 妊婦や乳幼児の健康診査により病気を早期に発見することで適切な医療につなぐほか、集団生活において支援が必要な子どもへの支援を図るなど、母子保健に関する支援に努めます。

※48 特定健診：

特定健康診査の略。医療保険者が、40～74歳の被保険者と被扶養者を対象として実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査のこと。

※49 ハイリスク出産：前回帝王切開、子宮筋腫、多胎妊娠、高齢出産等、胎児や母体の生命に高いリスクを伴う出産のこと。

※50 特定妊婦：出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。



2. 健康づくり活動の推進

- 健康寿命を延ばすため、特定健診やがん検診の受診勧奨を進めるほか、生活習慣病予防のための食生活講習会を開催するなど、健康づくり活動を推進します。
- 市民が健やかな日常生活を送ることができるよう、心や体の健康相談などに取り組みます。

3. 地域医療の充実

- 医師会等との連携により、伊万里休日・夜間急患医療センター^{※51}における初期救急医療を含めた救急医療体制の充実をはじめ、市民が安心してサービスを受けられることができる医療体制の整備と周知を図ります。
- 市民が地域において必要な医療サービスを受けられることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努めます。
- 地域医療の確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援します。

4. 保険制度の安定的な運営

- 国民健康保険や後期高齢者医療保険制度については、医療費の適正化を進めるとともに、保険税（料）の収納率向上を図るなど、安定的な運営に努めます。

市民の役割

- ◎健康づくりに対する意識や関心を持ち、保健事業への積極的な参加が必要です。
- ◎生活習慣病などの予防のため、健診を積極的に受診し、責任をもって自分の健康管理をすることが必要です。

関連する個別計画

第2期伊万里市保健事業実施計画（データヘルス計画）、
第2期伊万里市いきいき健康づくりプラン 21 後期計画、
伊万里市第3次食のまちづくり・食育推進基本計画

※ 51 伊万里休日・夜間急患医療センター：

伊万里市が指定管理者制度を活用し、日曜・祝日および夜間の初期救急患者の医療を確保するために開設している医療施設のこと。